

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（案）」に対する御意見の概要と県の考え方

項目	御意見の概要	県の考え方
1	基本方針 ケアマネジャーは、宿泊付きデイサービスに優先して、短期入所生活介護（ショートステイ）や小規模多機能型居宅介護等、利用者にとって適切な介護保険サービスを選択するよう位置づけるべきである。  短期入所生活介護（ショートステイ）や小規模多機能型居宅介護等についても緊急利用が可能である旨を周知すべきである。	本来は、保険外の宿泊サービスではなく、介護保険のサービスである短期入所生活介護や小規模多機能型居宅介護などを利用していただきたいと考えております。  短期入所生活介護や小規模多機能型居宅介護の緊急利用については、市町村等に周知し、利用促進を図っていきたく考えています。
2	基本方針 従業員の労働条件に対する配慮として、労働基準法等の各種労働関連法令を遵守する旨を記載すべきである。	ご意見どおり「労働基準法等労働関係法令の遵守」を追加記載します。
3	宿泊サービス提供上の原則 虐待を受けている高齢者を市町村等の要望により受け入れる場合を、目的の1つとして記載してほしい。	市町村が虐待を受けている高齢者を一時的に保護する必要があると判断した場合は、高齢者虐待防止法、老人福祉法の規定に基づき老人短期入所施設等に入所措置するものです。
4	宿泊サービス提供上の原則 長期利用ではなく、緊急時にやむを得ない形で利用することが望ましい。	宿泊サービスの提供日数は、あくまで短期間利用を原則としています。 やむを得ない事情がある場合に、ケアマネジャーが期間延長の是非を判断するものであり、無条件に30日までの宿泊を認めているものではありません。
5	宿泊サービスの連続提供日数の上限は、30日ではなく、15日とすべきである。	
6	宿泊サービス提供上の原則 宿泊サービスに継続して、通所介護サービスを提供する場合、「宿泊室スペースは通所介護サービス提供前に全ての寝具や荷物は片づけ、清掃して、通所介護サービスのスペースを確保すること」を記載してほしい。	通所介護サービスに支障を来たすことなく、適切なサービス提供が行われるよう、介護保険法に基づく通所介護事業所に対する実地指導において適切な指導をしてまいります。
7	通所介護の基本サービスが、延長サービス、宿泊サービスへと発展し、何でもありな状態となっている。宿泊サービスを否定するわけではないが、きちっとした線引き、名称の変更等を行っていただきたい。	
8	宿泊サービスの利用料金は、著しく低廉な価格設定を行うことにより、通所介護サービスの介護報酬が宿泊サービスの費用等に充当され、その結果、通所介護サービス利用者の処遇に影響が出ないよう義務付けるべきである。	
9	人員 宿泊サービスの従業者として看護職員は必要でないのか。	利用者の健康状態は様々であると考えられますので、健康面の不安がある利用者については看護職員の配置が望ましいと考えていますので、運用に当たっての参考とさせていただきます。
10	人員 夜間人員配置（利用定員9人以下）はグループホームの1ユニットの基準であり、施設が1～5人の宿泊利用者で明らかに夜間不穏状態がなければ夜勤でなく、宿直にすれば余分な職員を確保しなくて済み、運営費も楽になると思う。	利用者の安全の確保を図るためには、夜勤職員として介護職員又は看護職員を、常時、1人以上配置すべきものと考えています。

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（案）」に対する御意見の概要と県の考え方

	項目	御意見の概要	県の考え方
11	設備	民家を活用している事業所では、指針で宿泊スペースを決められると厳しい。増改築やリフォームは経営的に不可能であり、補助金による支援をお願いしたい。	補助金による支援は考えておりません。
12	設備	設備（ハード）面の水準が高く、特に民家活用の事業所は、設備に関する指針を満たせなくなるのではないかと。このような事業所で宿泊サービスができなくなると、退院後受け入れ施設がない等の理由で宿泊サービスを利用されている方が困ってしまうのではないかと。再検討をお願いしたい。	県としては、利用者の尊厳保持及び安全確保のため、最低限の人員や設備、運営の指針を整える必要があると考え、事業者が最低限遵守すべき目安（ガイドライン）となる指針を策定しました。
13	設備	多床室の構造について、パーティションによる仕切りでは、プライバシーの確保はされない。パーティションで区切る場合は、天井の高さで区切ることが必要である。	パーティションについては、天井との間に一定の隙間があっても、通常立った状態で利用者同士の視線が遮断されるものであれば、差し支えないものと考えております。
14	設備	布団を敷いて雑魚寝状態等設備の環境を改善すべきである。	ご意見の趣旨については、指針 第3（設備に関する指針）の2（2）①オの「留意事項」に記載しております。
15	消火設備	各居室に、スプリンクラーを設置するよう記載すべきである。	スプリンクラーの設置は、消防法により規制がされており、指針においては、「…宿泊サービス事業所の防火安全対策を徹底するため、…消防法などの防火関係規定を遵守すること。」などと記載しております。
16	消火設備	消防設備の整備については、一定の助成制度を組み込むことが必要である。	消防設備の整備に関する助成制度は考えておりません。
17	宿泊サービス計画	宿泊サービス計画の作成に当たっては、宿泊日数にかかわらず、サービス提供前に通所介護サービス計画と併せて作成することを義務付けるべきである。宿泊サービス計画は、ケアマネジャーと連携し、利用者の状態により適宜見直しを図るべきである。	連続4日未満の利用者でも、定期的に繰り返し利用される方等については、ケアマネジャーと連携を図り必要に応じて宿泊サービス計画を作成していただくことは望ましいと考えていますので、運用に当たっての参考とさせていただきます。
18	緊急時及び事故発生時の対応	緊急時及び事故発生時の対応マニュアルの作成を義務づけたらどうか。	ご意見の趣旨につきましては、指針第4（運営に関する指針）の9「緊急時等の対応方法」、19「事故発生時の対応方法」等において記載しています。
19	記録の整備	記録の保存年限は介護サービスと同様に5年とされているが、介護サービスではなく、短期利用が原則ならば2年でよいのではないかと。  記録の整備の起算点は、「宿泊サービスを提供した日」からでよいのか。	記録の保存年限は、通所介護サービス記録と一体的に管理することが望ましいことから、5年にすべきものと考えています。  ご意見の趣旨に基づき「完結の日から」に修正します。

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（案）」に対する御意見の概要と県の考え方

	項目	御意見の概要	県の考え方
20	他法及び他制度との関係	<p>有料老人ホームや旅館業法との関連は指針に盛り込むべきではない。</p> <p>基準該当サービスは介護資源が満たされない地域を想定し、不足を補うために、例外的に介護事業所として認めるものであるため、宿泊サービス事業者を、基準該当短期入所生活介護として認めるのではなく、指定基準に準拠した施設となるように指導すべきである。</p> <p>基準該当サービスの判断は市町村であるため、同じ県民でも介護サービスを利用できる人とできない人が発生し混乱を招く。</p>	<p>宿泊付きデイサービスの類似の形態として有料老人ホーム等他法及び他制度があるため、あえて記載しました。</p> <p>基準該当短期入所生活介護（短期入所生活介護の指定基準の一部は満たしていないが、一定基準を満たす事業所のうち、市町村が個別判断で事業所登録することで介護保険適用となるサービス）という介護保険制度上のサービスは、国の制度見直しの中でも利用促進が議論されており、利用者にサービス提供してもらいたい趣旨で記載しました。</p>
21	その他（介護保険サービス）	<p>宿泊サービスは、本来は、介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）や小規模多機能型居宅介護のサービスにより行われるべきものであるため、これらサービスの整備や内容の充実に更なる努力を期待する。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
22	その他（介護保険サービス）	<p>小規模多機能型居宅介護を利用すべき人が、なぜ、宿泊付きデイサービスを利用しているかを考えると、居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、小規模多機能型居宅介護を紹介するとケアプランの給付管理が、居宅介護支援事業所から、小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーに移行し、顧客である利用者1人を失うことになるため、紹介できないという最大の欠点が背景にあるが、小規模多機能型居宅介護は大変よいサービスであるので、次回介護報酬改定時には、これら課題を解決していただきたい。</p>	<p>介護保険制度の見直しに関しましては、現在、国において、様々な検討が行われているところであり、県としては、国の制度改正の動向を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
23	その他（施設入所待機者）	<p>施設の入所待ちの間に利用される方の対策を考えてほしい。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
24	その他（地域包括ケア）	<p>高齢者にとって在宅・入居の二者択一では無く住み慣れた地域で他世代と共に生活できる中間住環境の先進地域として発展させて欲しい。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
25	その他（指導）	<p>宿泊サービス事業者と協力的関係にて段階的な改善を進めて欲しい。</p>	<p>指針は、法的拘束力のないガイドラインであります。事業者に対し、最低限これぐらいは守っていただきたいという目安を示すことで、指針を自主的に遵守してもらうためのインセンティブ、つまり、やる気を起こさせる刺激効果をねらいとするものであります。</p> <p>宿泊サービス事業者に対して、県ホームページによる広報や事業者講習会、実地指導などあらゆる機会を通じて、できる限り指針に沿って宿泊サービスを行っていただくようお願いをしていきます。</p>
26	その他（指導）	<p>指針を遵守させるよう指導すべきである。</p>	
27	その他（罰則）	<p>指針違反に対する罰則を記載してほしい。</p>	

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（案）」に対する御意見の概要と県の考え方

	項目	御意見の概要	県の考え方
28	その他 (指導)	「指針」の介護支援専門員への周知やその実態作りのための環境整備に努力されることを望む。	介護支援専門員等に対して、県ホームページや事業者講習会、実地指導などの機会を通じて、お知らせをし、ご理解・ご協力をお願いしていきます。
29	その他 (指導)	通所介護事業所で提供される宿泊サービスは、本来の通所介護サービスに付随して提供されるべきである。しかし、実際は宿泊サービスに通所介護サービスが付随して提供されているように見受けられる。これは、通所介護事業所で提供する宿泊サービスの多くが、当該事業所の通所介護サービスを利用しなければ、宿泊サービスが利用できない仕組みであるためではないか。 他の通所介護事業所を利用しつつ宿泊サービスのみ単独で利用できるように指導してほしい。	通所介護サービスと宿泊サービスはそれぞれが別個の契約であり、それぞれのサービスが事業者と利用者の間で合意の上、締結されるべきものであると考えています。
30	その他 (届出・公表等)	宿泊サービスを提供する事業所は、行政に届出をさせ、実態を把握し、公表を行う制度を設けるべきである。	宿泊サービスを制度として認めるわけではないことから、届出の義務化は考えておりません。 しかし、実態を把握することは重要であるため、今後も一定期間ごとに実態調査を行っていきたいと考えています。
31	その他 (利用料金)	宿泊サービスの利用料金は、一律の基準を決めたほうがよい。	利用料金は、実態調査結果から「1泊当たり無料から9,000円まで」と幅があり、しかも、事業所毎のサービスの質・量も異なり、一律の指針（基準）を示すことは適切ではないと考えております。
32	その他 (利用料金)	介護サービスに該当しないため、消費税は自由契約となるが、指針では「消費税は徴収しないことが望ましい」と記載すべきである。	利用料金に係る消費税の取扱いは、消費税法に基づくものであるため、記載しません。
33	その他 (適用対象)	指針案の適用対象は、通所介護事業所ですが、民間の高齢者共同住宅等にも適応されるべきだと思う。	民間の高齢者共同住宅等が老人福祉法に規定する有料老人ホームの定義に該当する場合は、有料老人ホームとしての届出が義務付けられます。
34	その他	現場の実情を斟酌した、現実的な指針案であると思う。指針案が変更され、現場の実情から離れたものとならないことを望む。	県民の皆様のご意見等を参考にして、最終的な指針を策定しました。
35	その他	縛りを強くすれば福祉サービスの発展は望めない。宿泊サービスを指針で縛ることは反対である。	県としては、利用者の尊厳保持及び安全確保のため、最低限の人員や設備、運営の指針を整える必要があると考え、事業者が最低限遵守すべき目安（ガイドライン）となる指針を策定しました。